平成２６年（フ）第３６１号
川崎市多摩区堰１丁目19番17―304号
債務者　前田　裕之
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６３号
川崎市幸区中幸町４丁目22番地　ミユキパレス102
債務者　田村　真一
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６６号
川崎市麻生区百合丘２丁目６番地　サンラフレ百合ヶ丘12―1003
債務者　茜　　明子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１１６５号
千葉県市川市八幡３丁目13番10号
破産者　株式会社秋元水道工業
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３２号
栃木県真岡市阿部品264番地
破産者　有限会社三光建材
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６１号
山梨県山梨市小原西72番地の３
破産者　株式会社坂本組
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６５２号
北海道札幌市東区本町２条４丁目５番10号
破産者　有限会社マリークリーニング
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０４号
埼玉県加須市柳生1731番地１
破産者　株式会社松橋組
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４５０号
埼玉県川口市赤井４丁目28番16号　レオパレスファーレⅡ102号
破産者　松永カズ子
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
佐賀県唐津市藤崎通6918番地
破産者　有限会社山村水産
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１６４号
滋賀県高島市今津町今津694番地２
破産者　石田食品株式会社
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８８号
京都市左京区上高野隣好町８番地
破産者　有限会社未央岩崎
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４４４号
岡山県総社市泉５番地34　教員住宅105号、開始決定時の住所岡山県加賀郡吉備中央町吉川4429番地82
破産者　山本　清美
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３号
松江市幸町1571番地　県営住宅幸町団地１号棟182号室、開始決定時の住所松江市西津田６丁目14番19号
破産者　亡西村静香相続財産
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
松江地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１７０２号
福岡県糟屋郡新宮町大字下府1089番地１ハイツニトリスＣ203号
破産者　今西　和也
1　決定年月日　平成26年10月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２１号
静岡県浜松市西区入野町4904―26　マンション第一ろくべい101号室、住民票上の住所静岡県浜松市浜北区於呂4060番地の２
破産者　大畑　基之
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
北海道苫小牧市本幸町２丁目３番17―404号
破産者　橋村　正一
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部